

各位

会 社 名 ステラケミファ株式会社 代表者名 代表取締役社長 橋本 亜希 (コード番号:4109 東証プライム市場) 問合せ先 執行役員総務部長 小池 みゆき (TEL. 06-4707-1511)

当社従業員に対する譲渡制限付株式付与制度(業績条件付)の継続に関するお知らせ

当社は、2023年2月22日開催の取締役会におきまして、一定の条件を満たす当社従業員に対し、 譲渡制限付株式付与制度(業績条件付)(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしました が、2024年度も本制度を継続することを本日開催の取締役会で決議いたしましたので、お知らせい たします。本制度の目的および概要は下記のとおりです。

記

1. 本制度の目的

本制度は、一定の条件を満たす当社従業員を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする制度です。

2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、当社での勤続年数が5年以上の正社員である従業員(以下「対象従業員」といいます。)に対して当社が金銭債権を支給し、対象従業員が当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式を発行または処分する方法により行うものといたします。譲渡制限期間は当社取締役会が定める期間とし、各対象従業員への具体的な支給時期および配分その他の譲渡制限付株式の具体的な内容については、当社取締役会において決定いたします。

また、その1株当たりの払込金額は、発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象従業員に特に有利とならない範囲において当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象従業員は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 当社取締役会が定める業績指標の目標達成度合いに応じて、譲渡制限期間が満了した時点で、当該普通株式の全部または一部の譲渡制限を解除し、他方で、譲渡制限が解除されなかった当該普通株式を当社が無償で取得すること

以上